

(9) 役員慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は、事務職員を除く、公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）及び加盟団体役員の前弔にかかわる規程を定める。

(範囲)

第2条 本規程の適用範囲は次のとおりである。

- 1) 本会役員
理事・監事、名誉会長・名誉副会長、顧問・会賓・参与、参事
- 2) 加盟団体役員
会長・副会長・理事長

(慶賀)

第3条 第2条に掲げる役員が、卓球競技に関し次の各項のいずれかに該当した場合には、慶賀金または相当額の記念品の贈呈あるいは祝賀電報を打電する。金額についてはその都度専務理事が判断する。

- 1) 叙勲・褒章を受賞した場合－5万円程度
- 2) 文部科学大臣顕彰を受賞した場合－5万円程度

(弔慰金・見舞金)

第4条 第2条に掲げる役員が、次の各項のいずれかに該当した場合には、弔慰金を贈る。金額についてはその都度専務理事が判断する。

- 1) 死亡－3万円以上（弔意電報・供花等を含む）
- 2) 第2条に該当しない本会に功労があった加盟団体役員（副会長以上）については弔意電報を打電する。

(通知)

第5条 加盟団体役員に関しては、加盟団体事務局を通じて、本会事務局長に通知するものとする。本会事務局長は直ちに専務理事に報告し、速やかに処理しなければならない。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。